

## 有価証券の売買等の審査に関する規則

(平成10.12.1変更)

(平成4.7.20実施)

### (目 的)

**第1条** この規則は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関し当取引所が行う審査及びそれに必要な取引参加者規程第23条の規定に基づく報告又は資料の提出の請求等について、必要な事項を定める。

2 前項の審査は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関し、法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為（以下「違反行為」という。）及び違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、あわせて、これらの行為に関与した取引参加者等に対し必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、当取引所及び取引参加者等の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(平成10.12.1、14.4.1変更)

### (審査対象取引)

**第2条** 当取引所は、次の各号に掲げる有価証券の売買等について、審査を行うものとする。

- (1) 値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄又は限月取引の取引
- (2) 上場有価証券の発行者に係る法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る法第167条第3項に規定する公開買付け等事実（以下「重要事実等」という。）が公表された銘柄の売買
- (3) その他当取引所が審査の必要があると認めた有価証券の売買等

(平成10.12.1変更、14.4.1第3条を第2条に繰上・変更、19.9.30変更)

### (審査項目)

**第3条** 前条各号に掲げる有価証券の売買等の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち必要なものについて行うものとする。

- (1) 値段及び取引高の変動の状況
- (2) 取引参加者による売付け又は買付けの状況
- (3) 委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況
- (4) 重要事実等の内容及びその公表に関する事項
- (5) 上場有価証券の発行者の幹事である取引参加者の売買等の状況

(平成10.12.1変更、14.4.1第4条を第3条に繰上・変更、15.1.14変更)

### (審査のための資料等の請求)

**第4条** 当取引所は、第2条各号に掲げる有価証券の売買等について審査を行うため必要があると認めたときは、取引参加者に対し、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求するものとする。

2 取引参加者は、当取引所から前項の請求があったときは、取引参加者は正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 第1項の規定による請求に対する報告又は資料の提出は、当取引所が定める方法により遅滞なく行うものとする。

- 4 当取引所は、第2条各号に掲げる有価証券の売買等について審査を行うため必要があると認めるときは、法第2条第41項に規定する高速取引行為を行う者に対し、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求するものとする。

(平成14.4.1追加、30.4.1変更)

**(取引参加者の子会社・親会社である外国証券業者からの受託に係る報告等)**

**第5条** 前条の報告又は資料の請求には、取引参加者が当該取引参加者の子会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下同じ。)の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）である外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人（以下「外国証券業者」という。）から有価証券の売買等を受託した場合（他の子会社又は親会社である外国証券業者を通じて受託した場合を含む。）において、当取引所が、この規則に基づく審査の過程で、違反行為が行われた疑いが強い必要があると認めて、当該取引参加者に対し、当該有価証券の売買等に係る当該外国証券業者の委託者に関する事項又は当該委託者による売付け若しくは買付けの委託の状況（当該有価証券の売買等が当該外国証券業者の計算によるものである場合は、当該外国証券業者に関する事項又は当該外国証券業者による売付け若しくは買付けの委託の状況）その他の事項について、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求する場合を含むものとする。この場合において、取引参加者の子会社又は親会社が法令上の守秘義務を負っていることその他の事由により当該請求に応じることが困難な場合は、当取引所にその旨及び理由を示した文書の提出等を行うこととし、当該取引参加者が当該請求に応じないことについて正当な理由があると当取引所が認めるときには、前条第2項に規定する正当な事由があるものとする。

- 2 前項の場合において、取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなす。
- 3 第1項の場合において、他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。
- 4 当取引所は、第1項に規定する請求を行う場合には、当該取引参加者に対し、当該請求の目的及び理由を口頭又は文書等により明示するものとする。

(平成14.4.1追加・変更、15.1.14、19.9.30変更)

**(取引参加者に対する注意の喚起等)**

**第6条** 当取引所は、有価証券の売買等の審査の結果、取引参加者の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認められた場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、注意の喚起を行うものとする。

- 2 当取引所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(平成10.12.1変更、14.4.1第5条を第6条に繰下・変更、26.4.1変更)

**(上場有価証券の発行者に対する注意の喚起等)**

**第7条** 当取引所は、有価証券の売買等の審査の結果、上場有価証券の発行者の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認めるとき又は会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制が十分でないと認められた場合において必要があると認めるときは、当該上場有価証券の発行者に対し、注意の喚起を行うものとする。

2 当取引所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該上場有価証券の発行者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(平成14.4.1追加、26.4.1変更)

**(上場有価証券の発行者等に対する点検要請等)**

**第7条の2** 当取引所は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関し、上場有価証券の発行者又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が、法第166条第1項若しくは第167条第1項の規定により禁止される取引又は第167条の2の規定により禁止される行為（以下「内部者取引等」という。）に該当する又は該当する疑いがあるとして行政庁により課徴金納付命令の勧告、告発その他の措置がなされた場合において必要があると認めるときは、当該上場有価証券の発行者に対し、その会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制について、再点検を実施するよう求めるものとする。

2 当取引所は、前項の規定による再点検の要請を行った場合には、当該上場有価証券の発行者に対し、再点検の結果、社内体制に問題がないと判断したときにはその旨及びその理由について、問題があると判断したときには改善措置等について、文書による報告を求めるものとする。

3 第1項の規定は、当取引所が、有価証券の売買等の審査の結果、上場有価証券の発行者又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が内部者取引等に該当するおそれのある行為であると認められた場合において必要があると認めるときについて準用する。

(平成26.4.1追加、30.4.1変更)

**(有価証券等清算取次ぎに対する適用)**

**第8条** 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

(平成15.1.14追加)

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年6月10日から施行する。

(変更)

[平成10.12.1、14.4.1、15.1.14、19.9.30、26.4.1、30.4.1、令和2.6.10]